

SMBC China Monthly

第181号 ■ 2020年7月

編集・発行：三井住友銀行 グローバル・アドバイザー一部

【目次】

| | | |
|--------------------------|---|-------|
| 経済トピックス① | 中国のオンライン教育の展開と今後の展望 | |
| 日本総合研究所 上席主任研究員 | 藤田 哲雄 | 2~3 |
| 経済トピックス② | 中国等への農林水産物・食品の輸出ビジネスの近況 ~2019年の状況について~ | |
| 日本総合研究所 シニアマネジャー | リサーチ・コンサルティング部門 吉田 賢哉 | 4~5 |
| 経済トピックス③ | 景気は徐々に持ち直し | |
| 日本総合研究所 主任研究員 | 調査部 佐野 淳也 | 6 |
| 華南地域関連情報 | 全人代における政府活動報告-対外貿易促進・安定成長維持 | |
| TJCCコンサルティンググループ 副総経理 | 劉 航 | 7~8 |
| 中国法務レポート | 《民法典》で契約の実務はどう変わる？ | |
| 弁護士法人キャスト 弁護士・中小企業診断士 | 金藤 力 | 9~12 |
| マクロ経済レポート | 中国経済展望 | |
| 日本総合研究所 主任研究員 | 調査部 関 辰一 | 13~17 |
| 為替情報 | 通貨見通し ■中国人民元 ■台湾ドル ■香港ドル | |
| 三井住友銀行 エコノミスト | アジア・大洋州トレジャリー一部 (シンガポール駐在) 阿部 良太 | 18 |

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

中国のオンライン教育の展開と今後の展望

SMBC China Monthly

日本総合研究所

上席主任研究員 藤田 哲雄

照会先: tsukada.yuta@jri.co.jp

中国では新型コロナウイルス対応として、2020年1月より全国で一斉休校し、オンライン授業が導入された。以前より準備を進めていたこともあり、短期間で移行できたとされる。今回の成功体験を踏まえて、中国はオフラインとオンラインを統合した新たな教育モデルを形成し、国全体の教育力を高めるとみられる。

■世界最大規模となった中国のオンライン教育市場

中国では1990年代よりインターネットが導入され、ニュースポータル、ソーシャルネットワーキング、ゲーム等のインターネット産業が発展したが、教育分野へのインターネットの普及は比較的遅かった。1996年に遠隔教育のWebサイトがオープンしたが、当時はインターネット技術自体が未成熟であり、教育業界も柔軟性を欠いていたため、オンライン教育の発展は限定的なものにとどまった。

2013年にベンチャーキャピタルのオンライン教育業界への投資ブームが始まり、多くのスタートアップ企業が同業界に参入し、2018年には5社のユニコーン企業(創業から10年以内、推定評価額が10億ドル以上の未上場企業)が出現した。2018年には正式にオンライン教育が政府の監督下に置かれ、法整備が進む一方で、技術の進歩を反映したサービスモデルの継続的なイノベーションが促進されている。この結果、中国のオンライン教育市場は毎年20%以上の成長を続け、2018年には2,517.6億人民元と世界最大規模となった。

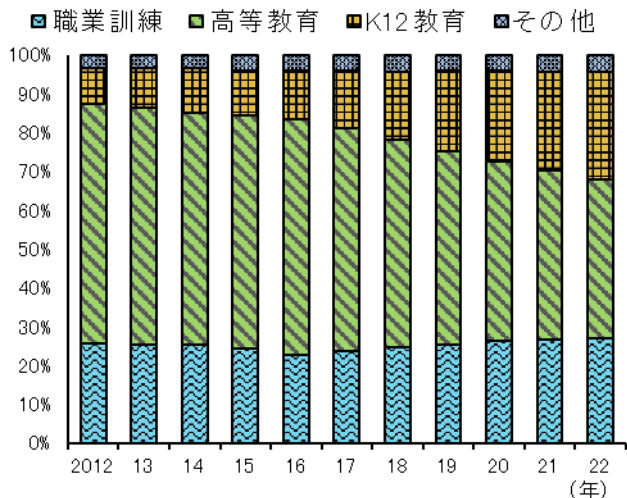
これまでオンライン教育市場のうち高いシェアを占めたのは高等教育(大学生・大学院生)や職業訓練等向けである。小学校から高校までのK12(初等中等)教育向けのサービスは2019年時点で2割程度であり、多くは学校外のサービスであった(右図)。

■一斉休校により全国でオンライン授業導入へ

新型コロナウイルス発生後、中国教育部(日本の文部科学省に相当)は春節休暇中の1月27日に全国の教育機関を対象に始業延期を通告し、その2日後の29日には、「停课不停学(休校しても学習は続ける)」の方針を発表した。また、これと前後して、複数の民間企業からも、教育活動を支えるオンラインの動画プラットフォームや教育コンテンツの無償提供等が発表された。このようにして、全国で2億人以上の学生がオンラインで教育を受けることになった。

教育部は、産業情報技術部とラジオ放送国家管理局の強力な支援を受けて、2月17日にほとんどの省で正式にオンライン学校を立ち上げ、小中学校と中国教育テレビ放送クラス向けの全国クラウドネットワークプラットフォーム「国家中小学网络云平台」を正式にオープンした。このように、学校の授業がオンライン化されたことで、オンライン教育でのインターネット利用者は2018年12月時点では2億人であったのが、2020年3月時点では4.2億人と2倍以上に急増した。

＜中国オンライン教育の分野別シェアの推移＞



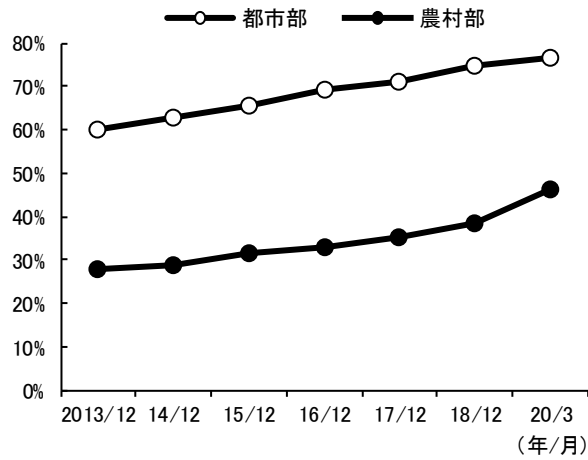
(出所) iResearch「中国在线教育行业发展研究报告2018年」を基に日本総研作成
(注)2018年以降は予測値。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

もっとも、中国のインターネット普及率は先進国ほど高くなく、2020年3月時点で64.5%にとどまる。この背景には、都市部と農村部間で普及率に大きな格差の存在を指摘できる(右図)。それに伴い、農村部ではオンライン授業を受講できない学生が多数存在する。そこで中国政府は、中国教育テレビでそれを補完するプログラムの放送を開始し、インターネット環境が十分整備されていない地域でも遠隔教育が行き渡るようにした。

3月には中国の多くの省で新型コロナウイルス流行のリスクレベルが低下し、5月中にはほとんどの小中学生が学校に戻ることとなった。しかし、今回の一斉オンライン授業の実施により、教育機関関係者の意識は大きく変化し、従来はやや慎重であった学校でのオンライン授業の導入に対し、肯定的な評価が多い。

＜中国における都市部・農村部のインターネット普及率の推移＞



(出所) CNNICを基に日本総研作成

■導入の成功要因と今後の展望

中国での一斉オンライン授業がこのように成功したのは、実は以前から計画を立て、それを着実に実行してきたからである。2016年に教育部は「教育情報化5ヵ年計画」を発表しているが、そこでは2020年までに、「誰もがどこでも、いつでも学習できる」教育情報化システムを構築することが目標とされていた。その目標達成のためには、政府が規範的なガイダンスと効果的な教育情報技術を提供する一方で、政策と規制を改善し、市場メカニズムを積極的に活用して民間企業等を積極的に参加させ、優れた教育情報技術の生態系を構築することが必要であるとされている。さらに、2019年に発表された「オンライン教育の促進に関するガイダンス」においては、2020年までに、①オンライン教育のインフラ構築の大幅な水準改善、②ビッグデータ、人工知能等の最新情報技術の教育分野での広範な利用、③教育資源とサービスの充実によるオンライン教育モデルの完成度向上、等の具体的なアクションプランが示されている。

今般の一斉オンライン授業の導入は、このような具体的な計画を着実に実行するなかで実現されたものである。中国政府は、その結果に手応えを感じており、オフライン教育とオンライン教育を統合した新しい教育モデルの形成へ向かうとみられる。今後、初等中等の学校教育においてもオンライン教育の活用が拡大していくとみられるが、学校教育におけるオンライン授業に期待される効果として、以下の2点が指摘可能である。第1に、最良の教育資源を共有することが可能となり、地域間格差の是正に役立つことである。具体的には、優れた教師の授業を、ほかの地域でも受講することが可能になり、国全体の教育レベルを引き上げることにつながる。第2に、カリキュラムのプラットフォームを整備することにより、学習活動、学習行動、学習ステータス、学習効果等のビッグデータの収集、分析、処理が可能となり、最適な教育方法を科学的に導き出せるようになる。このようにみると、今回の中国のオンライン教育「実験」の成功は、単なる教育市場の拡大のみならず、中国の将来の経済発展にも大きく貢献する可能性がある。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

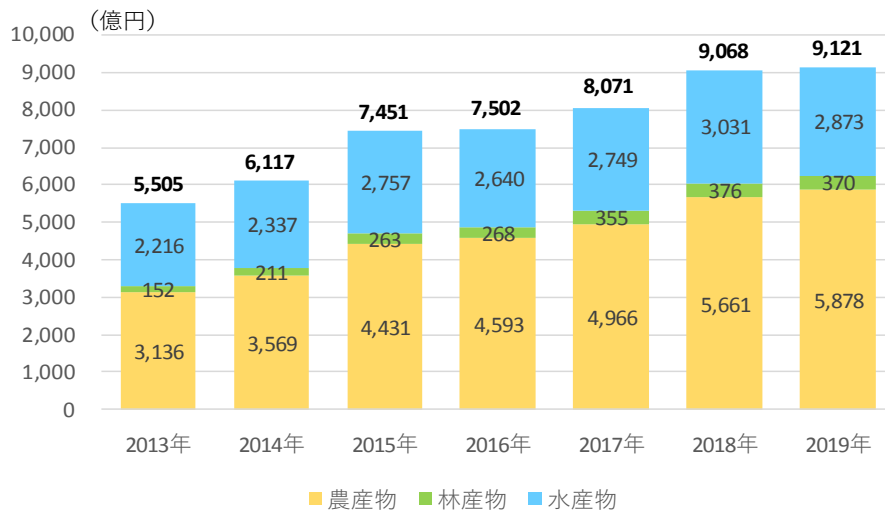
| | | |
|---|----------|-----------------------------------|
| TOPICS | 経済トピックス② | 日本総合研究所 |
| 中国等への農林水産物・食品の輸出ビジネスの近況 ～2019年の状況について～ | | リサーチ・コンサルティング部門 シニアマネジャー 吉田 賢哉 |
| SMBC China Monthly | | E-mail: yoshida.kenya@jri.co.jp |

■中国への農林水産物・食品等の輸出は更に拡大

近年、日本政府は、日本の農林水産業を振興するために、農林水産物・食品の輸出額を拡大する取組を推進しています。2019年には、日本から海外へ総額で9,121億円(前年比+0.6%)の農林水産物・食品等が輸出されました。日本政府は、今後さらに輸出を拡大していき、1兆円を上回る規模へと引き上げることを目指しています。

2019年の輸出額全体は伸び悩みましたが、中国への輸出額は前年の1,338億円から増加して1,537億円となり、前年比+14.9%の拡大を記録しました。

【図表 1】日本の農林水産物・食品の区分別輸出額の推移



(出所)農林水産省「農林水産物・食品の輸出に関する統計情報」

【図表 2】日本の農林水産物・食品の国・地域別輸出額推移

| 国・地域名 | 2015年 | | 2016年 | | 2017年 | | 2018年 | | 2019年 | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 輸出額 | 構成比 | 輸出額 | 構成比 | 輸出額 | 構成比 | 輸出額 | 構成比 | 輸出額 | 構成比 |
| 香港 | 1,794 | 24.1 | 1,853 | 24.7 | 1,877 | 23.3 | 2,115 | 23.3 | 2,037 | 22.3 |
| 中国 | 839 | 11.3 | 899 | 12.0 | 1,007 | 12.5 | 1,338 | 14.8 | 1,537 | 16.8 |
| 米国 | 1,071 | 14.4 | 1,045 | 13.9 | 1,115 | 13.8 | 1,176 | 13.0 | 1,238 | 13.6 |
| 台湾 | 952 | 12.8 | 931 | 12.4 | 838 | 10.4 | 903 | 10.0 | 904 | 9.9 |
| 韓国 | 501 | 6.7 | 511 | 6.8 | 597 | 7.4 | 635 | 7.0 | 501 | 5.5 |
| ベトナム | 345 | 4.6 | 323 | 4.3 | 395 | 4.9 | 458 | 5.0 | 454 | 5.0 |
| タイ | 358 | 4.8 | 329 | 4.4 | 391 | 4.8 | 435 | 4.8 | 395 | 4.3 |
| シンガポール | 223 | 3.0 | 234 | 3.1 | 261 | 3.2 | 284 | 3.1 | 306 | 3.4 |
| オーストラリア | 121 | 1.6 | 124 | 1.6 | 148 | 1.8 | 161 | 1.8 | 174 | 1.9 |
| フィリピン | 95 | 1.3 | 115 | 1.5 | 144 | 1.8 | 165 | 1.8 | 154 | 1.7 |
| その他 | 1,152 | 15.4 | 1,138 | 15.3 | 1,297 | 16.1 | 1,398 | 15.4 | 1,421 | 15.6 |
| 農林水産物計 | 7,451 | 100.0 | 7,502 | 100.0 | 8,071 | 100.0 | 9,068 | 100.0 | 9,121 | 100.0 |

(注)輸出額の単位は「億円」、構成比の単位は「%」 (出所)農林水産省「農林水産物・食品の輸出実績」

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

なお、中国への輸出額は全世界の中で2番目です。日本の輸出先の1位は香港(2,037億円)で、4位には台湾(904億円)がランクインしています。中国・香港・台湾を合計すると、日本からの輸出の49%を占めており、中華圏は日本にとって非常に重要な農林水産物・食品の輸出先と言えます。

■中国への輸出はアルコール飲料が拡大傾向

中国へよく輸出されている農林水産物・食品としては、「ホタテ貝」(中華料理の高級食材、現地の日本食レストランの食材としてニーズあり)、「丸太」(建物の内装材等として利用される)、「アルコール飲料」(日本酒等の需要が拡大中)が挙げられます。

ここ数年に関しては、アルコール飲料の拡大傾向が目につきます。2017年に44億円であった中国へのアルコール飲料の輸出額は、2018年に65億円、2019年には101億円と増加しています。この背景として、中国国内における日本食レストラン数の増加が挙げられます。日本食を楽しむ際に、日本酒や日本のビールを飲みたいというニーズが存在しているようです。

日本食レストランには、高級な和食レストラン以外に、日本スタイルの居酒屋や、そば・うどん・ラーメン・丼物を提供する店等、さまざまな店舗が含まれています。日本食を幅広く捉えて、農林水産物・食品の輸出ビジネスの可能性を探ってみてもよいのではないのでしょうか。

また、香港や台湾の様子を踏まえると、菓子、果物、牛肉等の中国への拡販可能性があるかもしれません。農林水産省が公表しているデータを眺めながら、改めてビジネスチャンスを検討してみるのも面白いかもしれません。

【図表3】日本からの国・地域別の主な輸出品目と金額(2019年)

| 国・地域名 | 第1位 | 第2位 | 第3位 | 第4位 | 第5位 |
|-------|-----------------|------------------|------------------|-----------------|-------------------|
| 香港 | 真珠 <285> | なまこ(調整) <187> | たばこ <98> | アルコール飲料 <63> | 菓子(米菓を除く) <59> |
| 中国 | ホタテ貝 <268> | 丸太 <119> | アルコール飲料 <101> | 清涼飲料水 <70> | 植木等 <67> |
| 米国 | ぶり <159> | アルコール飲料 <157> | ソース混合調味料 <70> | 緑茶 <65> | 清涼飲料水 <46> |
| 台湾 | りんご <99> | アルコール飲料 <62> | ソース混合調味料 <59> | ホタテ貝 <54> | 牛肉 <37> |
| 韓国 | アルコール飲料 <62> | ソース混合調味料 <34> | ホタテ貝 <28> | たい <23> | ペットフード <17> |

(注)上段は「品目」、下段は輸出額(単位:億円) (出所)農林水産省「農林水産物・食品の輸出実績」

【図表4】日本からの中国への主な輸出品目と金額の推移

| 年 | 第1位 | 第2位 | 第3位 | 第4位 | 第5位 |
|-------|---------------|-------------|------------------|-----------------|----------------|
| 2017年 | ホタテ貝 <238> | 丸太 <103> | 植木等 <63> | アルコール飲料 <44> | 播種用の種等 <39> |
| 2018年 | ホタテ貝 <285> | 丸太 <115> | 植木等 <72> | アルコール飲料 <65> | 清涼飲料水 <46> |
| 2019年 | ホタテ貝 <268> | 丸太 <119> | アルコール飲料 <101> | 清涼飲料水 <70> | 植木等 <67> |

(注)上段は「品目」、下段は輸出額(単位:億円) (出所)農林水産省「農林水産物・食品の輸出実績」

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

景気は徐々に持ち直し

SMBC China Monthly

■工業生産の拡大続く

1～3 月期に大きく落ち込んだ中国経済は、政府による経済活動の再開指示や内需喚起策で下押し圧力が弱まり、徐々に持ち直しつつある。

持ち直しの動きが最も顕著に表れたのは、工業生産である。5 月の工業生産(付加価値ベース)は前年同月比+4.4%と、2 カ月連続で前年同月の水準を上回った(右図)。工場の操業再開に加えて、産業用ロボットをはじめとする生産効率化に向けた企業の取組も、工業生産全体の持ち直しに寄与した。

需要側からみると、消費を中心に持ち直しの兆しがみられる。たとえば、5 月の小売売上高は、前年同月比▲2.8%と、マイナス幅の縮小が続いている。新型コロナウイルスショックで大幅に冷え込んだ消費マインドの改善により、幅広い品目で需要が回復した。落ち込みが深刻であった飲食店でも改善の方向にあり、最悪期からは脱したといえる。また、5 月の自動車販売台数は 2 カ月連続で前年同月の実績を上回った。地方政府が購入喚起策として、ナンバープレート交付規制を緩和したため、乗用車が 23 カ月ぶりにプラス転換した。

固定資産投資(除く農村家計)の落ち込みも小幅になっている。ただし、インフラ投資の持ち直しが緩やかにとどまっているため、景気を上向かせる力はなお弱い。

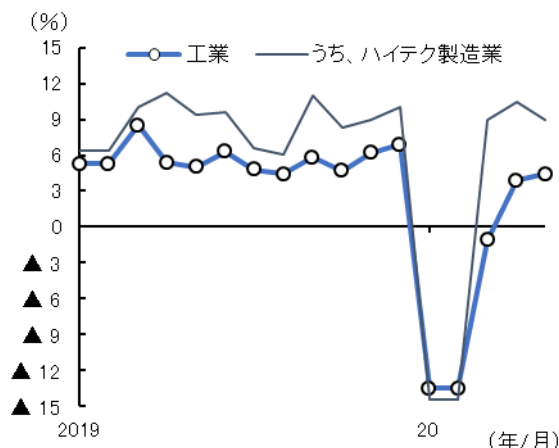
一方、5 月の輸出は再び前年割れとなった。新型コロナウイルス特需で電子デバイス等は底堅いものの、全体としては、世界景気の落ち込みが輸出を押し下げた。

■雇用次第で追加策の可能性も

年後半の中国経済を展望すると、内需喚起策の効果が表れ、景気の持ち直しが続くと思われる。もっとも、5 月の全人代で示された景気刺激策の規模(対 GDP 比 3.6%)は、リーマン・ショック時(対 GDP 比 11.5%)と比べれば小粒である。さらに、製造業の新規輸出受注が 4 月以降に再び大きく低下していること、大統領選挙を控えたトランプ政権が対中強硬姿勢を強める可能性があること等を勘案すると、輸出の回復は期待薄である。そのため、景気回復ペースは緩やかにとどまる見通しである。

こうしたなか、雇用環境については、5 月の失業率が 5.9%と、政府目標前後でコントロールされているものの、大学生の就職活動がこれから本格化するため、失業率に上押し圧力がかけやすくなる。いわゆる就職氷河期のような状態が発生した場合、国民の不満が習近平政権に向かうことが予想される。現在は構造改革にも配慮して景気刺激策を最小限に抑えているものの、雇用環境が悪化する兆しが表れた場合、即座に財政支出を拡大スタンスに切り替えることになるとみられる。

<工業生産(付加価値ベース、前年同月比)>



(出所) 国家統計局、CEIC
(注) 1月、2月は、1～2月の前年同期比。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

| | | |
|-----------------------------|--------------------|-------------------------|
| REPORT | 華南地域関連情報 | TJCCコンサルティンググループ |
| 全人代における政府活動報告-対外貿易促進・安定成長維持 | | 副総経理 劉 航 |
| | SMBC China Monthly | E-mail : shinki@tjcc.cn |

2020年5月28日に中国の全国人民代表大会が北京で閉会しました。会議の中で発表された政府活動報告では、2019年の中国政府の活動成果・実績の回顧に加えて、2020年度の政府方針・施策案が示されました。経済発展を推進する三本柱のひとつとして、いかに対外貿易の安定成長を維持させるかという点が重点内容のひとつとされました。以下に、この部分にかかわる施策をまとめました。

● 輸出信用保険の適用範囲拡大

現在、中国には対外貿易権を有する企業が40万社以上あるが、2009年以降の政府活動報告では9回も輸出信用保険が提唱されており、今年で連続6年となる。現在、新型コロナウイルスの影響で多くの企業、特に中小企業は未曾有の経営困難に直面しているなか、商務部は、各地の商務主管部門、輸出信用保険会社とともに、対外貿易を行う中小企業・零細企業の「輸出信用保険政策(注)」の活用促進に取り組んでいる。また地方政府、銀行においても相応する奨励政策の制定に向けて取組が進められている。

(注)輸出信用保険政策とは…

WTO補助金および反補助金の協議原則で認められ実施される輸出支援策のこと。国の財政の後ろ盾のもと、企業が行う輸出貿易、対外投資、海外下請け業務等の活動のなかで、国外のビジネスリスク・政治リスクにより発生した代金回収不能な損失に対して補助が行なわれる。輸出信用保険は輸出企業にとって代金回収面の損失補填に重要な役割を發揮する。

● 輸出入コストの削減

2018年下半年以降、企業の輸出入コスト削減に向けて、財政部、税関、国家発展改革委員会、交通運輸部、商務部、国家市場監督管理総局は共同で通関現場において発生する各種費用徴収の見直しを進めており、顕著な効果を上げている。海運会社62社がTHC(ターミナル・ハンドリングチャージ)費用等の見直しを行ったことで5~10%コスト低下がなされている。国务院の施策計画では、2020年までにコンテナ輸出入の各費用を2017年比で50%引下げること、2021年までに通関所要時間を2017年比で50%削減することが目標とされている。新型コロナウイルスで世界経済、国際運送業が低迷するなか、政府が依然としてこれらの削減目標を打ち上げていることは大きな挑戦と言える。この状況下で政府がどのような施策を出してくるのか期待される。

● 輸出製品の中国国内販売への転化促進

税関総署の統計では今年 1~4 月の輸出入総額は 4.9%低下している。新型コロナウイルスの影響で海外市場のニーズが低下したことで輸出が低迷したと考えられる。これまでも中国政府は輸出向け製品を中国国内への販売へ切替えることを促進してきているが、これは販売ルートや販売経験を持たない対外貿易企業にとって課題が多く、国からの支援政策が重要となる。国から具体的にどのような支援策が出されるか注目される。

● 貿易の自由化・利便化の推進

RCEP 協定の締結、日中韓自由貿易協定交渉の推進

RCEP(東アジア地域包括的経済連携)協定は ASEAN10 カ国を中心に、中国・韓国・日本・オーストラリア・ニュージーランド 5 カ国も加入する自由貿易協定である。2020 年 11 月に正式締結される見込みであり、発効すると世界最大の自由貿易協定となる。RCEP 協定の交渉を確実に進めながら、すでに 18 年間も続く日中韓自由貿易協定の交渉も加速させていく。日中韓 3 カ国は貨物貿

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

易、サービス貿易、投資、規則等の重要分野について交渉を進めており、「RCEP 協定+」の考えのもとで RCEP 協定の協議内容に加えて、さらに高いレベルの貿易・投資面等の自由化の合意形成に取り組んでいる。政府活動報告で日中韓自由貿易協定の交渉が目標のひとつとして示されたことは、中国政府のこれを重視する姿勢、また成功に向けた決意の表れだと考えられる。これ以外に中国は 13 の自由貿易協定の交渉を進めている。

● 米中第一段階経済貿易協定の着実な履行

政府活動報告では、高レベルな対外開放のひとつとして米中貿易に関連する内容に触れている。複雑な国際情勢下にあっても対外開放を続けるという中国政府の決意が表れている。今年 1 月、米中間の貿易交渉は第一段階の経済貿易協定の正式締結に至ったが、新型コロナウイルスの影響により中国が協定内容を履行できるかどうか、疑問の声が出ていた。政府活動報告の中で協定履行の目標を示したことは、これら疑問の声に対する返答であり、国際経済情勢を安定させるためと見られている。しかし、米中関係は複雑で変化が多く、当面は第一段階経済貿易協定の履行は難しいと考えられている。

TJCCコンサルティンググループ

1997 年の設立以来、日本・中国各地で600 社以上の外資系企業サポート実績。
100人のプロフェッショナルが中国の会計税務・通関管理・人事労務等、経営全面に渡って単なる解決案の提供だけでなく、実行から成果まで保証。

■劉 航(リュウ コウ)

1994年 広州中山大学日本語科卒。(株)東芝広州事務所、(旧)日商岩井広州支店勤務の後、2002年 TJCC入社。中国・日本各地でTJCC主催セミナーのほか、商工会、JETRO等主催のセミナー講師も務める。

得意分野: 通関管理・企業投資・統廃合・移転・来料法人化関連

コラムに関するお問い合わせは shinki@tjcc.cn

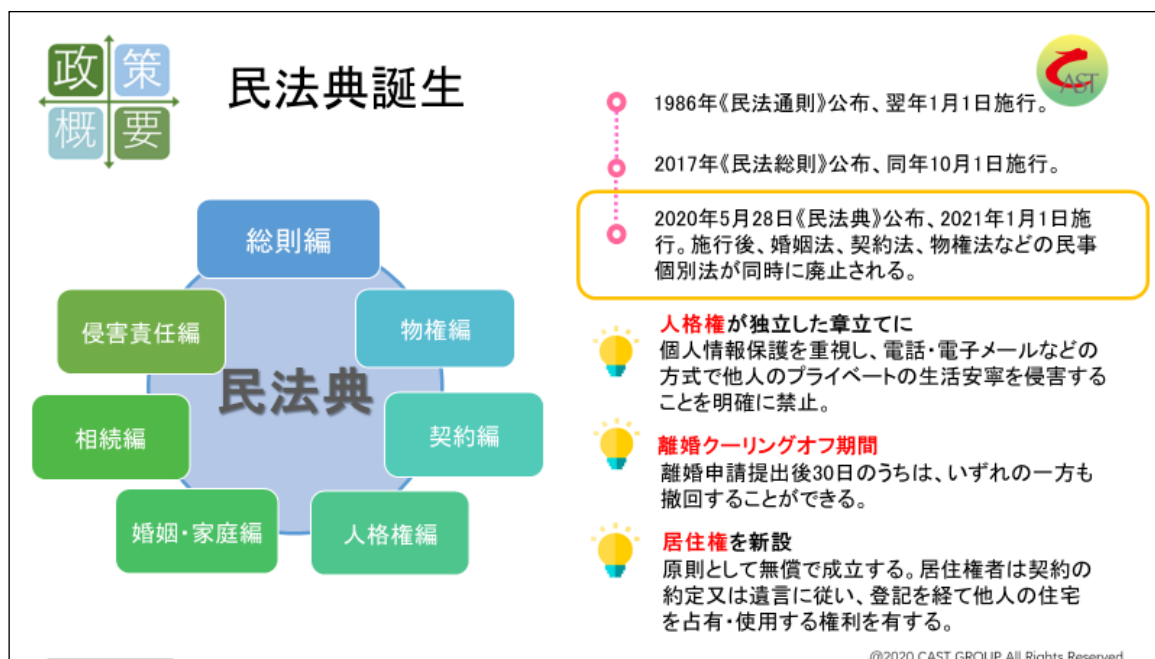
当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

《民法典》で契約の実務はどう変わる？

1. 《民法典》が来年1月から施行

2020年5月28日、第13期全国人民代表大会第3回会議において、《民法典》が採択されて成立しました(注1)。この新たな法律、《民法典》の施行日は2021年1月1日ですが、その施行と同時に、従来の関連法令である《婚姻法》、《相続法》、《民法通則》、《養子縁組法》、《担保法》、《契約法》、《物権法》、《権利侵害責任法》および《民法総則》が廃止されることとなります(《民法典》第1260条)。

《民法典》は、7つの編からなり、1260カ条にも及ぶ大部なものなのですが、やっかいなことに、従来の法律や司法解釈等で定められていたルールを単純に合体させたわけではなく、この機会に従来のルールを変えた部分が多数あるようです。



(出所) 弁護士法人キャストの中国法令・事例ワークショップ資料

改正により企業活動にどのような影響が生じるのかについては、残念ながら未だ整理された情報はないうので、正確でない情報もときどき見かけます。たとえば、「住宅建設用地使用権について、期間満了後は自動延長されることとなった」というような説明を見かけるのですが、これは従来から《物権法》第149条にも書いてあったことですので、今回の《民法典》による改正点ではなさそうです(ただ、その規定内容が詳しくなったという改正はあります)。

かという私自身もまだ整理しきれてはいませんが、現状までに気づいたところでも実務にかなり影響しそうな箇所がありましたので、今回は、まずは契約にまつわる実務に関係ありそうな箇所についてお知らせします。

(注1) <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202006/75ba6483b8344591abd07917e1d25cc8.shtml>

(全人大 Web サイト)

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

2. うっかり見過ごしそうな改正内容も

まず、私自身が驚いた項目として、2 つご紹介しておきます。

(1)「保証」と書けば連帯保証だったのに、来年からは一般保証になる

中国でも、「保証」には日本と同じように一般保証と連帯保証の 2 種類があります。これまでは、単に「保証」とだけ契約書に書いてあってどちらか明確に記載されていない場合は、連帯保証として責任を負うとされていました(《担保法》第 19 条)。

ところが、《民法典》では、このルールを逆にして、明確な記載がない限り、連帯保証ではなく一般保証としての責任を負うにとどまるものとされました(《民法典》第 686 条)。一般保証となりますと、基本的には、先に主債務者を訴訟で訴えて判決を得て、強制執行をして回収ができないと分かった後でないと保証人に請求できないこととなりますから、このたった 2 文字があるかないかで、結果が随分変わってしまうことになります。

(2)所有権留保には登記が必要に？

売買契約をするときに、「代金全額が支払われるまでは目的物の所有権は売主に帰属する」といった所有権留保の約定は、日系企業の方々にとっては比較的なじみがあるものと思います。この所有権留保について、今回の《民法典》では、登記がなければ善意の第三者に対抗できないという条文が追加されました(《民法典》第 641 条)。

しかしながら、不動産であればともかく、動産の場合にはこのような所有権留保についての登記をしようとしても、その登記制度が用意されていません。また、所有権留保が使われるのは通常は継続的な取引でしょうから、所有権留保の対象となる商品や貨物も毎月入れ替わっていくはずですから、この新しい条文にどう対応すればよいのか判然としないのですが、このような新しい条文が登場した以上、従来通り契約書に所有権留保の約定を置いているだけでは、いざというときに権利を認めもらうことはできないケースも発生しそうです。

3. 売買、請負、賃貸借...《契約法》の典型契約に関する規定の変化

従来の《契約法》で定められていた売買や請負、賃貸借に関するルールも、《民法典》と条文を比較してみると、いろいろと変更・追加された部分があります。そのうちには、従来の関連法令や司法解釈ですでに規定されていたものも多数含まれていますので、どの部分が従来からのルール変更になるのか区別するのが難しいのですが、該当しそうな項目を挙げてみます。

【売買】

- 目的物の瑕疵についての責任を免除・軽減する約定がある場合でも、売主が故意または重過失により買主にその瑕疵を告知しなかった場合、売主はその責任の免除・軽減を主張できない(第 618 条)
- 目的物につき法律法規または約定により有効使用期限満了後に回収すべきものは、売主が自らまたは第三者に委託して回収する義務を負う(第 625 条)
- 代金の分割払につき支払遅延が価格総額の 5 分の 1 を超え、かつ催告を経て合理的期間内に支払がない場合、売主は一括支払または解除を請求できる(第 634 条)(下線部を追加)
- 売買契約における所有権留保の約定は、登記がなければ善意の第三者に対抗できない(第 641 条)

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

【金銭消費貸借】

- 高利貸付の禁止。貸付利率は国家の関係規定に違反してはならない(第 680 条)
- 金銭消費貸借契約で利息につき約定がない場合、利息がないものとみなす(同上)
- 自然人の間での金銭消費貸借契約は、利息がないものとみなす(同上)

【賃貸借】

- 賃借人の過失により修繕が必要になった場合、賃貸人は修繕義務を負わない(第 713 条)
- 賃貸借期間満了時に建物賃借人が同等条件で優先的に賃借できる権利を規定(第 734 条)

【ファイナンスリース】

- リース物件を虚構する方式で締結したファイナンスリース契約は無効とする(第 737 条)
- リース期間満了時にリース物件がレッサー所有に帰する約定があり、毀損・滅失または附合・混合により返還不能となった場合、レッサーは合理的賠償を請求できる(第 758 条)
- リース期間満了時にレッシーが象徴性の価格のみを支払う約定がある場合は、リース料の支払完了後、リース物件はレッシーの所有に帰するものとみなす(第 759 条)

【請負】

- 特になし。従来から司法解釈(注2)で定められていたルールと大差ないようです。

【運送】

- 実名制の旅客運送契約で旅客が切符を紛失した場合、再発行を求めることができ、運送人は切符代その他の不合理な費用を収受してはならない(第 815 条)
- 旅客運送で運送人が正常に運行できない場合の旅客への通知義務等を追加(第 820 条)

【技術】

- 職務発明成果に関して締結する技術契約の条文から、職務発明に対する報奨または報酬についての記述を削除(第 847 条)(注3)
- 共同開発で生じた発明創造につき共有となる特許に関して、共有者の優先買取権につき、「当事者が別途約定する場合を除く」との但書を追加(第 860 条)
- ノウハウのライセンス契約が「技術譲渡」ではなく「技術ライセンス契約」であることを明確化(第 863 条)(注4)
- ノウハウの譲渡人またはライセンサーが技術資料の提供や技術指導を行うとともに秘密保持義務を負う旨の規定に追加して、この秘密保持義務がライセンサーによる特許申請を制限しないことを規定(第 868 条)

(注2) 《建設工事施工契約紛争事件を審理する際の法律適用問題に関する最高人民法院の解釈》(法釈[2004]14号)等があります。

(注3) 《契約法》第 326 条で「法人その他組織は、当該職務技術成果の使用および譲渡により取得する収益の中から一定比率を算出して、当該職務技術成果を完成させた個人に対し報奨または報酬を与えなければならない」と規定されていた部分が削除されました。ただ、他の箇所と規定が重複しているので整理したという趣旨がみられず、報奨または報酬を与える義務がなくなったと理解してよいのかどうか、判断とします。

(注4) 《契約法》第 342 条では、技術譲渡契約に含まれるものとして「特許権譲渡、特許出願権譲渡、技術秘密譲渡および特許実施許諾契約」の4つが列挙されていたところ、ノウハウライセンス契約が「技術秘密譲渡」に該当するのかが分かりにくかったのですが、今回の改正で整理されました。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

【寄託/倉庫保管】

- ショッピング、レストラン、ホテル等において指定場所に物品を置く場合、別途の約定または取引習慣がない限り、寄託とみなす旨の規定を追加(第 888 条)

【委託】

- 委託契約の中途解約による賠償につき、無償の場合と有償の場合で賠償範囲を区別する旨の規定を追加(第 933 条)

【取次】

- なし(《契約法》と比較して、改正箇所は特に見当たらず)

4. 《契約法》になかった典型契約を追加

《民法典》では、《契約法》に比べて、保証契約(第 13 章)、ファクタリング契約(第 16 章)、物業(不動産管理)サービス契約(第 24 章)および組合(パートナーシップ)契約(第 27 章)についての規定を追加しています。このうちには、保証契約について以上で紹介したような従来からのルールを 180 度変更してしまうような改正も含まれてはいますが、ここでは内容の紹介は割愛いたします。

5. おわりに

上述ご紹介した改正点は、あくまでもごく一部です。《民法典》による改正によって実務にどのような影響があるのかについては、今後、さまざまな情報が出てくるものと思われますので、そういった情報には簡単にでも目を通していただいて、普段使っている契約書の書式を変更しなければならない箇所がないか等、少し意識して考えてみていただきたいと思います。

また、これから中国の法律にかかわっていこうとする若手の方々にとっては、ちょうどよい機会でもあると思いますので、ぜひ、この《民法典》施行に向けて、中国のルールについて知る機会として活用いただきたいと思います。

以上

キャストグループは、中国や ASEAN、日本でビジネスを展開するクライアントの様々なニーズに対し、法務、会計・税務、人事・労務、マーケティングのスペシャリストが集い、各分野の強みを有機的に結合し、最適なソリューションを提供するグローバルコンサルティングファームです。

■金藤 力

弁護士法人キャスト 弁護士・中小企業診断士

1998 年京都大学法学部卒業、2000 年弁護士登録。大阪の法律事務所国内訴訟業務に携わり、その後、2003 年から京都の上場企業法務部において企業法務の経験を積んだ後、2008 年に弁護士法人キャストに参画。2010 年から上海、2014 年から北京に赴任し、法務・会計・税務までワンストップでのコンサルティングサービスを提供している。現在は大阪在住。

著書「弁護士が語る中国ビジネスの勘所」(きんざい 2020 年 1 月)

REPORT

マクロ経済レポート

中国経済展望

SMBC China Monthly

日本総合研究所 調査部

主任研究員 関 辰一

E-mail: seki.shinichi@jri.co.jp

経済活動は回復傾向

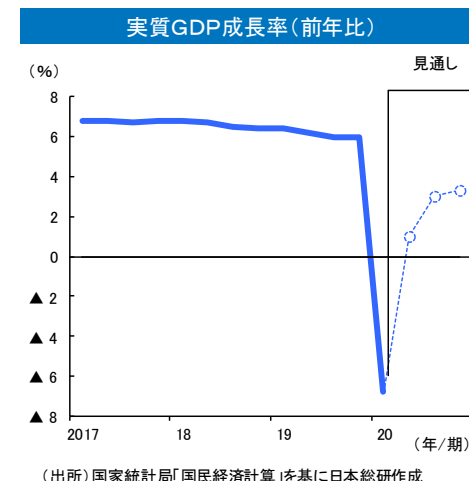
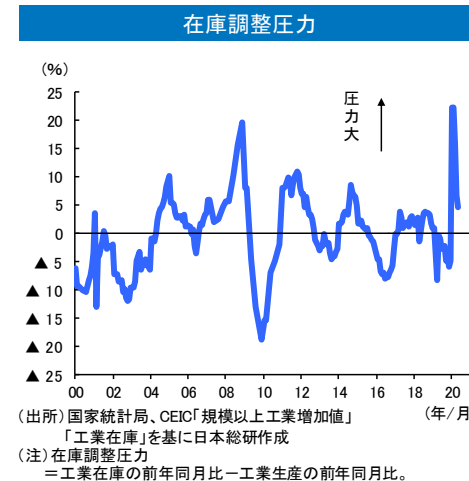
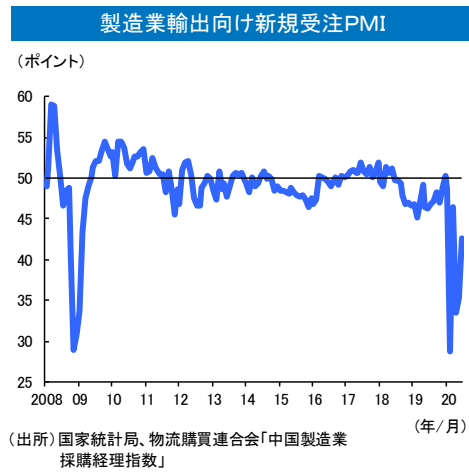
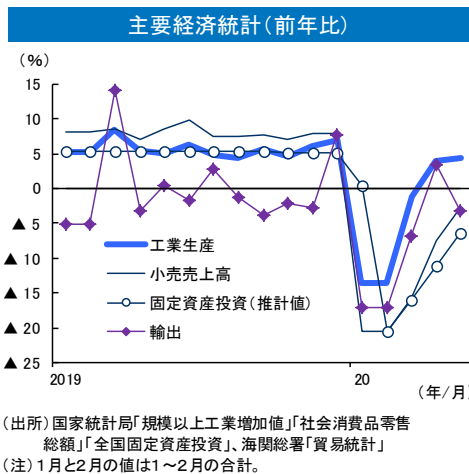
◆経済活動は前年並みの水準に

中国では、経済活動が再開され、主要統計にも持ち直しの動き。とりわけ、5月の工業生産は2ヵ月連続で前年を上回る水準へ回復。2月半ばから全国各地で操業再開率の引き上げ競争が激化。

自動車販売も購入規制緩和や補助金によって急回復。インフラ投資の前倒しで建機の稼働率も新型コロナウイルス感染症が流行する前の状況へ回復。また、新型コロナウイルス流行前に受注した分の出荷により、輸出も持ち直しの動き。4~6月期の成長率は前年同期比+1.0%とプラス転換する見込み。

◆外需の縮小や活動制限の継続が重しに

ただし以下の3点を踏まえると、中国経済がこのペースで回復し続け、V字回復する可能性は低いと判断。第1は、外需の停滞。製造業の輸出向け新規受注PMIは足許で大幅低下。また、原材料や部品を中心に5月の輸入が2ヵ月連続で2ケタのマイナスに。世界経済の回復の遅れにより、輸出は再び大幅減少に転じる見通し。第2は、在庫調整圧力。製造業の生産増に需要が追いつかず、在庫が急増。今後、在庫削減の動きが顕在化する見込み。第3は、活動制限の継続。新興国を中心に、世界では新型コロナウイルスの流行が拡大。「第2波」の回避に向け、ソーシャルディスタンスを守り、移動制限を続けざるを得ない状況。北京市等では活動制限を強化。以上より、年後半の成長ペースは新型コロナウイルス流行前に届かず、2020年は+0.2%成長にとどまると予想。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

外需の縮小が中国経済を下押し

◆輸出は一時的に持ち直し

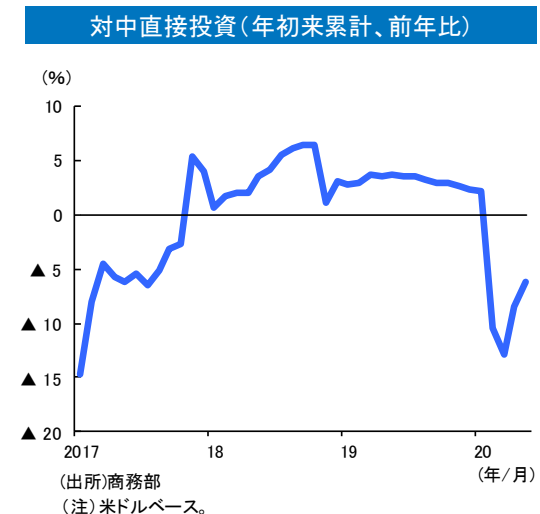
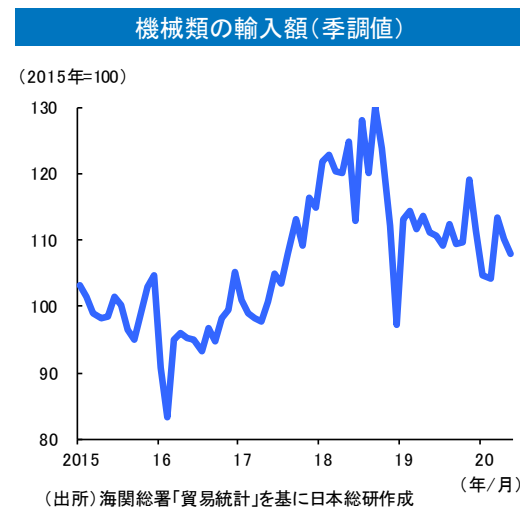
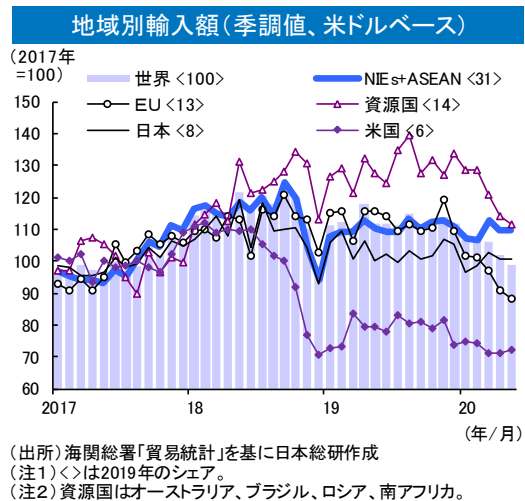
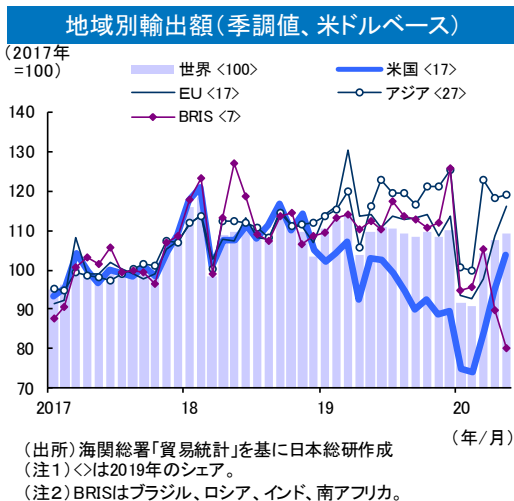
輸出に持ち直しの動き。経済活動の再開に伴い、新型コロナウイルス流行前に受注した分が集中的に出荷されたことが主因。加えて、主要国でテレワークやオンライン授業が広まったため、情報通信機器の需要が拡大したことも輸出押し上げ要因のひとつ。もっとも、新型コロナウイルス流行前に受注した分の出荷が一巡すると、輸出は減少に転じる公算大。実際、海外からの新規受注が急減したため、製造業輸出向け新規受注PMIは4、5月に良し悪しの目安となる「50」を大幅に割り込み、「30」台へ低下。

◆輸入は減少

輸入は減少。経済活動の再開や情報通信機械の需要拡大、資源備蓄の積み上げが押し上げ要因となるものの、外需の縮小や内需回復の遅れ、資源価格の下落が押し下げ要因に。品目別にみると、輸送機械、金属類、化学製品の減少が顕著。産業用機械も減少。機械類の輸入減少は、設備投資の回復の遅れを示唆。先行き、中国経済の回復に伴い、輸入は底打ちする見通し。もっとも、内外需の回復の遅れにより、輸入の増加ペースは緩やか。

◆対中直接投資は減少

1～5月の対中直接投資(除く金融業、米ドルベース)は前年同期比▲6.2%と減少。新型コロナウイルスによって各国で経済活動が抑制されたことが主因。人件費上昇や技術流出、医療物資等の高い中国依存度に対する懸念も足枷に。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

自動車や家電の販売は回復

◆小売売上高の減少幅が縮小

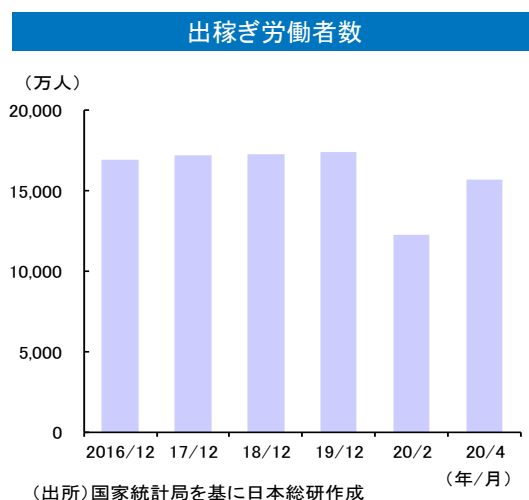
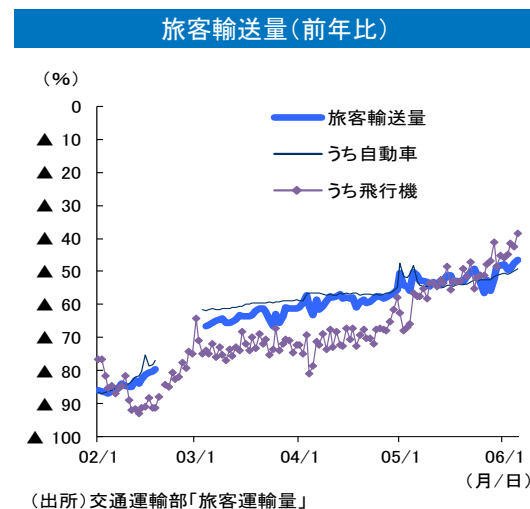
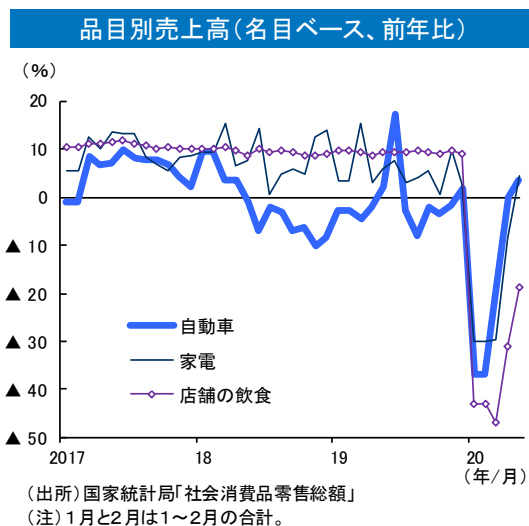
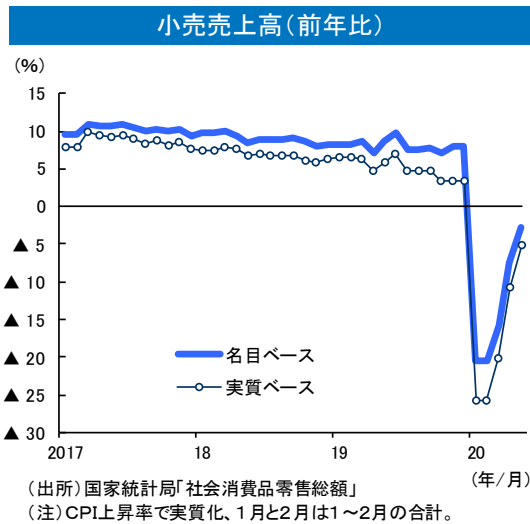
5月の小売売上高は前年同月比▲2.8%と、前月の同▲7.5%から減少幅が縮小。

内訳をみると、自動車や家電は前年を上回る水準に回復。従来、中国政府は新エネ車の普及に向けて、ガソリン車に対して購入台数を厳しく規制。もっとも、3月以降はガソリン車に対して購入補助金を拠出し、購入規制を緩和。地方政府が大手インターネットショッピング運営企業と提携して配布した商品券が家電需要を刺激。他方、店舗の飲食や衣料品、石油製品は前年比マイナスが持続。足許の旅客輸送量は5割減であり、映画館の来客数はほぼゼロのまま。活動制限の継続が消費回復の重しに。

◆出稼ぎ労働者数は回復傾向

国家統計局の「2019年農民工観測調査報告」によると昨年末時点で出稼ぎ労働者は1億7,425万人。

2月末時点では1億2,251万人という同局の発表を勘案すると、新型コロナウイルスの感染拡大により約5,000万人の出稼ぎ労働者が実質的に失業したと判断可能。2月の失業率の公式統計は6.1%だが、新型コロナウイルスで失業した出稼ぎ労働者および新型コロナウイルス流行前から失業していた農村部人口を計上すると、潜在的な失業率は一時的に20%まで急上昇した可能性あり。もっとも、国家統計局の4月末の臨時調査によると、出稼ぎ労働者数は以前の9割程度まで回復。潜在的な失業率は急低下したと判断。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

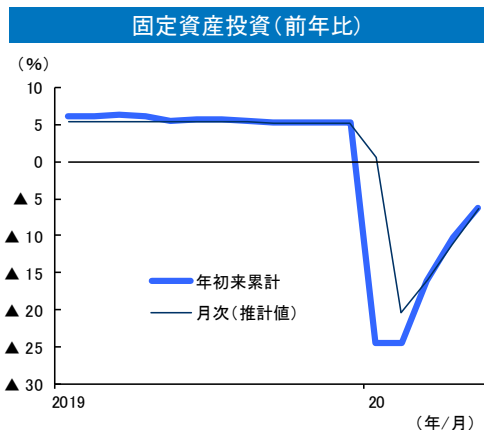
不動産開発投資とインフラ投資が持ち直し

◆固定資産投資も下振れ

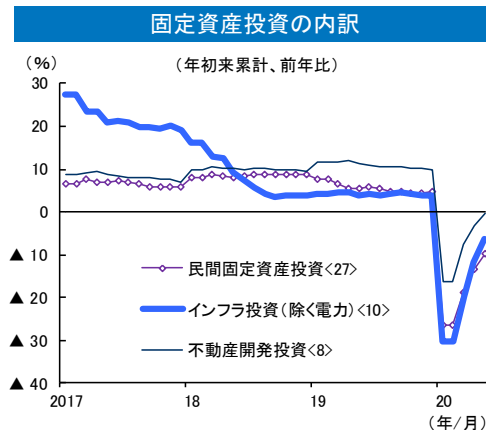
1～5月の固定資産投資もマイナス幅が縮小。政府公表の季調値前月比から試算した5月の固定資産投資(推計値)も前年同月比▲6.3%と前月の同▲11.1%から減少幅が縮小。とりわけ、不動産開発投資が急回復。政府が不動産価格抑制策を緩和し、政策金利を引き下げ、中小企業向けの銀行融資拡大を要請した結果、過剰流動性は不動産セクターへ集中。インフラ投資も持ち直し。政府がインフラ投資計画の前倒しを要請したほか、地方債発行枠の拡大を通じて財源を確保。インフラ投資の拡大を受けて、建設機械の稼働率は前年を上回る水準へ回復。他方、民間固定資産投資の回復は緩慢。企業収益が大幅に下振れるなか、設備投資を先送りする動きが拡大。1～4月の工業企業の利潤総額は前年同期比▲27.4%と厳しさは継続。

◆財政出動でセーフティネット構築

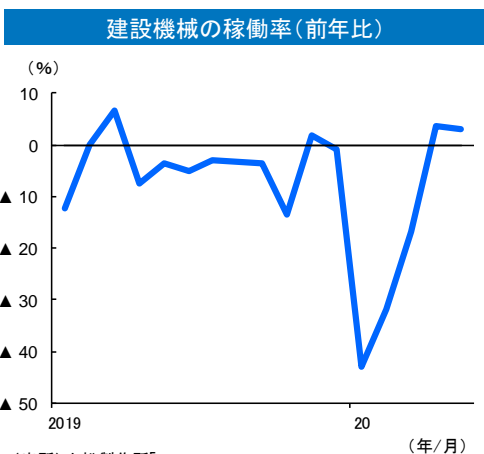
中国政府は矢継ぎ早に経済対策を講じているものの、今回の対策は雇用の悪化や中小企業の倒産を回避するためのセーフティネットが中心。具体的には、企業向け社会保障費の減免や減税、国有銀行による中小企業向け融資の拡大、企業の利払延期、雇用調整助成金の支給等であり、これらによって資金繰り難に直面する中小企業を支援する方針。5G関連投資の拡大、自動車の購入規制緩和、商品券の配布等も講じられたものの、需要刺激策は総じて限定的。政府はリーマン・ショック時のような銀行融資や公共投資の急拡大に対して慎重姿勢。インフラ投資は拡大したとしても前年比1割程度の増加とみられ、リーマン・ショック後(同5割増)のような大幅な財政出動は期待薄。



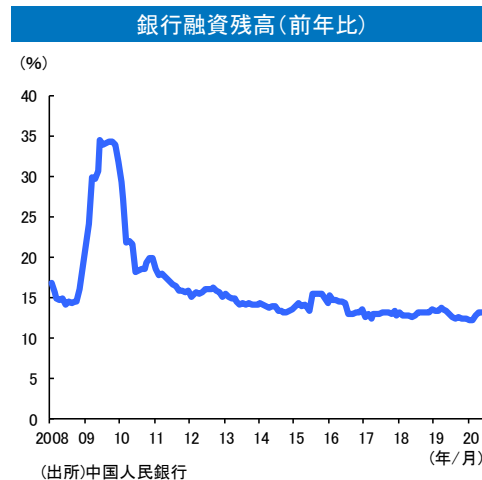
(出所)国家统计局「全国固定資産投資」を基に日本総研作成
(注)月次値は政府公表の季調値前月比から推計。



(出所)国家统计局「全国固定資産投資」「全国房地產開發投資和銷售情況」
(注)◇はGDPに占めるシェア、重複計上あり。



(出所)小松製作所「KOMTRAX」
(注)中国での一台当たり月間平均稼働時間。



(出所)中国人民銀行

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

株価も持ち直し

◆物価:上昇率が低下

5月のCPI上昇率は、前年同月比+2.4%と前月から低下。食料品価格の高騰一巡、エネルギー価格の下落、価格競争の激化が押し下げ要因に。他方、アフリカ豚コレラ(ASF)による供給不足で、豚肉価格が昨年の1.8倍に高騰し、CPIを2.0%ポイント押し上げ。PPI上昇率は同▲3.7%と4ヵ月連続でマイナスに。国際商品価格の下落、需要回復の遅れを受けて、企業物価が下落。

◆不動産価格:上昇都市の急増

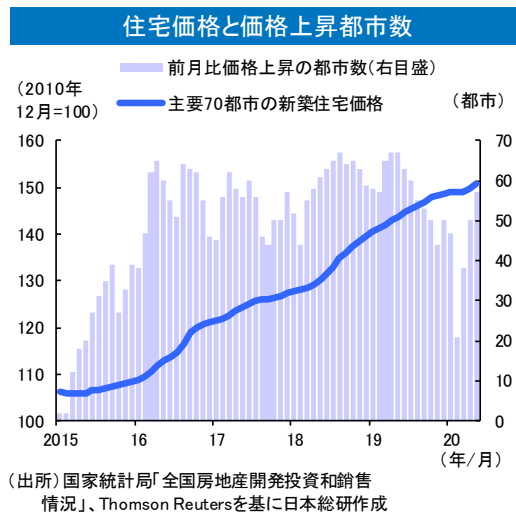
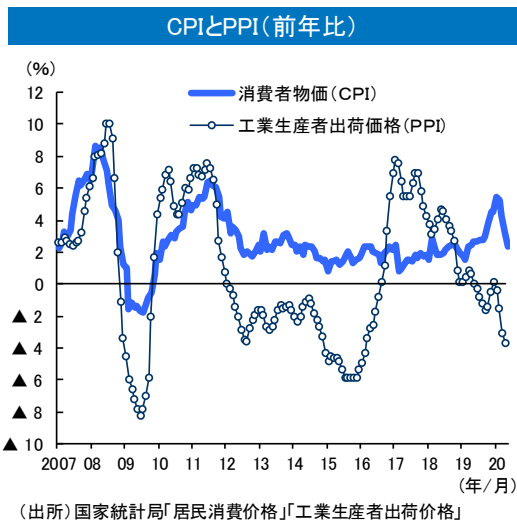
5月の主要70都市の新築住宅価格は前月比+0.5%上昇。上昇ペースは昨年までのトレンドに戻った格好。70主要都市のうち、価格が上昇したのは57都市と3ヵ月連続で増加。当面、金融緩和や不動産価格抑制策の緩和が住宅需要を刺激し、住宅価格は上昇する見通し。

◆株価:持ち直し

6月入り後、上海総合株価指数は持ち直し。経済活動の回復が好感されたほか、中国人民銀行が金融政策の早期正常化を見送ったことも株価を押し上げ。もっとも、先行き経済活動の回復ペースは鈍化するとみられるため、株価の上昇ペースも鈍化する見通し。

◆人民元レート:元安傾向

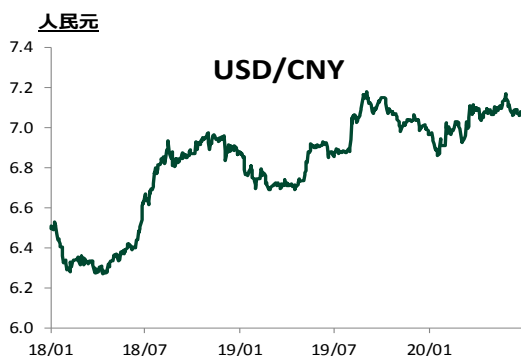
中国経済の成長期待が弱まったため、元安傾向に。政府が元安を容認するなか、元安傾向は続く見通し。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

| | | |
|-----------------------|-------|--|
| 為替情報 | 通貨見通し | 三井住友銀行 アジア・大洋州トレジャリー一部 エコノミスト 阿部 良太 E-mail: ryota_abe@sg.smbc.co.jp |
| ■ 中国人民元 ■ 台湾ドル ■ 香港ドル | | |
| SMBC China Monthly | | |

| | | 20/3末 | 2020Q2 | | | 2020Q3 | | | 2020Q4 | | | 2021Q1 | | | 2021Q2 | | |
|--------|-----|-------|--------|---|-------|--------|---|-------|--------|---|-------|--------|---|-------|--------|---|-------|
| | | | 下限 | ～ | 上限 | 下限 | ～ | 上限 | 下限 | ～ | 上限 | 下限 | ～ | 上限 | 下限 | ～ | 上限 |
| USDCNY | レンジ | | 6.90 | ～ | 7.20 | 6.95 | ～ | 7.25 | 6.85 | ～ | 7.15 | 6.85 | ～ | 7.13 | 6.80 | ～ | 7.10 |
| | 末値 | 7.08 | 7.12 | | | 7.14 | | | 7.01 | | | 6.98 | | | 6.95 | | |
| CNYJPY | レンジ | | 13.80 | ～ | 16.06 | 13.70 | ～ | 15.94 | 14.80 | ～ | 16.61 | 14.80 | ～ | 16.62 | 14.90 | ～ | 16.73 |
| | 末値 | 15.18 | 15.16 | | | 15.12 | | | 15.54 | | | 15.76 | | | 15.83 | | |
| USDTWD | レンジ | | 29.20 | ～ | 30.70 | 29.30 | ～ | 30.70 | 29.40 | ～ | 30.70 | 29.40 | ～ | 30.70 | 29.50 | ～ | 30.70 |
| | 末値 | 30.24 | 29.80 | | | 30.00 | | | 30.10 | | | 30.10 | | | 30.10 | | |
| TWDJPY | レンジ | | 3.25 | ～ | 3.75 | 3.30 | ～ | 3.80 | 3.45 | ～ | 3.85 | 3.45 | ～ | 3.85 | 3.45 | ～ | 3.85 |
| | 末値 | 3.56 | 3.62 | | | 3.60 | | | 3.62 | | | 3.65 | | | 3.65 | | |
| USDHKD | レンジ | | 7.75 | ～ | 7.82 | 7.75 | ～ | 7.82 | 7.75 | ～ | 7.82 | 7.77 | ～ | 7.85 | 7.77 | ～ | 7.85 |
| | 末値 | 7.75 | 7.80 | | | 7.80 | | | 7.80 | | | 7.81 | | | 7.82 | | |
| HKDJPY | レンジ | | 12.66 | ～ | 14.45 | 12.66 | ～ | 14.45 | 13.43 | ～ | 14.80 | 13.38 | ～ | 14.80 | 13.38 | ～ | 14.80 |
| | 末値 | 13.87 | 13.93 | | | 13.93 | | | 13.98 | | | 14.08 | | | 14.07 | | |



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。